

圏域計画における重点的取組事項



圏域計画における重点的取組事項

圏域	重点的取組事項
神戸	<p>「健康こうべ 2017」の推進：市民主体の健康づくり、事業者や行政などによる支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 生活習慣病の発症予防と重症化予防（歯及び口腔・こころの健康づくり対策を含む） ○ 状況別の健康づくり対策（妊産婦や単身者などの身体・生活状況及び感染症の健康危機対応など） ○ 市民の取り組みを支えるための環境整備
阪神南	<p>阪神南圏域は、各市の下記計画を参考に、共通部分と各市独自の特色を生かし、圏域計画とします。（重点取組事項）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○（尼崎市）「第2次地域いきいき健康プランあまがさき（尼崎市地域保健医療計画）」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 健康づくりに取り組む企業・団体等との連携強化 ・ 生活習慣病予防対策の推進 ・ 地域保健医療体制の充実 ・ 健康危機管理体制の推進 ○（西宮市）「新・にしのみや健康づくり 21（第2次）西宮市健康増進計画」 <ul style="list-style-type: none"> ・ タバコ対策 ・ メタボリックシンドローム対策 ・ がん対策 ・ 自殺対策 ・ 介護予防 ○（芦屋市）「第2次芦屋市健康増進・食育推進計画」 <ul style="list-style-type: none"> ・ 親と子の健康づくりの推進 ・ 生活習慣病予防対策の推進 ・ 一人ひとりの健康管理の支援 ・ 健全な食生活の推進
阪神北	<ul style="list-style-type: none"> ○ 「歯及び口腔の健康づくり」 ～ 8020を支える歯周病予防対策の強化～ <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周病予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯周疾患検診受診率の向上 ・ 基盤整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 8020健口づくり推進会議（圏域会議・地域会議）の開催 ・ 社会環境の整備 <ul style="list-style-type: none"> ・ 住民と連携した歯の健康づくり ・ 8020健口サポーターの養成及び活動支援
東播磨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活習慣病予防等の健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 定期的な健康チェック習慣の定着を図り、健診（検診）結果に応じた取組を充実させる ・ 健康的な生活習慣を実践できる人を増やす取組を支援する ○ 歯及び口腔の健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ むし歯や歯周疾患の減少を図り、生涯にわたり口から食べることを目指す ・ 歯と口腔の健康を支える環境の充実を図る ○ こころの健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 快適な睡眠をとるための生活習慣が実践できるよう支援する ・ こころの不調を感じた者の早期相談・受診できるよう支援する ・ こころの病気の回復や社会復帰・再発予防を支援する ・ 自殺未遂者などハイリスク者への対応の強化を図る
北播磨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特定健診受診率の向上、特定保健指導の実施促進 ○ 生活習慣病の知識、歯科保健などの健康教育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 「健康づくりのための身体活動基準 2013」「食事バランスガイド」等の活用による普及啓発 ○ 条例を踏まえた受動喫煙防止の取組、たばこ対策の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 飲食店、宿泊施設管理者への理解の促進、小・中学校における防煙教育 ○ 自殺対策の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 正しい知識の普及啓発、危険に気づいた時の対応方法等についての理解の促進

中播磨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 次世代の健康づくりを踏まえた乳幼児期からの心身の健康づくりと食育の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 乳幼児期からの肥満防止 ・ 食等を介した家族・地域におけるコミュニケーションの推進 ・ 姫路市と神崎郡3町の特性に応じた健康づくりの推進 ・ 関係機関の協働体制の充実 ○ 高齢者の介護予防を踏まえた健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 元気な高齢期を過ごすための知識の普及と地域活動の推進 ・ 対象者の把握と効果的な二次予防事業の実施方法の検討 ・ 地域課題の共有
西播磨	<ul style="list-style-type: none"> ○ 肝がん対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 潜在する感染者発見のため、肝炎ウイルス検査の促進 ・ 感染者が適切な医療を継続的に受けるための取り組みの推進 ・ 患者支援の推進 ・ 新たな感染者の発生を防ぐ ○ 子どもの健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 歯及び口腔^{くわう}の健康づくりの推進 ・ 適正体重児を増加させる取り組み
但馬	<ul style="list-style-type: none"> ○ こころの健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ こころの健康づくりを支援するための正しい知識の普及 ・ 職場におけるメンタルヘルス対策の推進 ・ 相談窓口の充実と啓発 ・ 精神科医とかかりつけ医の連携の促進 ・ 地域における気づき見守り体制の充実 ○ 学齢期からの歯周病予防対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 学齢期からの成人期への歯周病予防に関する正しい知識の普及啓発 ・ 高等学校及び医療機関等への歯周病予防に関する情報提供 ・ 事業所における「成人歯科健診プログラム」等を導入した取組 ・ かかりつけ歯科医による定期的な歯科受診及び歯石除去等の促進 ・ 歯周病と関連性のある生活習慣病患者及び妊婦等への予防対策の推進
丹波	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康寿命の延伸 <ul style="list-style-type: none"> ・ 特定健診・特定保健指導の実施率及びがん検診等の受診率向上、特定保健指導による生活習慣の改善についての普及啓発の促進 ・ 地域団体による減塩食の推進や健康づくりの啓発活動のさらなる継続による、高血圧症を含むメタボリックシンドロームの該当者・予備群の減少を図る ・ 地域ケア包括システムの中で、健康づくり事業や地域団体による活動などを活用した介護予防の充実 ○ 自殺対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域における気づき、見守り体制の充実や地域で支えるネットワークづくりの推進 ・ うつ病の正しい知識の普及啓発や早期発見につとめ、特に働き盛り世代、高齢者を対象に対策を強化 ・ 一般診療科医と精神科医の連携システム「丹波地域G-Pネット」の推進
淡路	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生活習慣病予防等の健康づくり（働き盛り層の健康づくり） <ul style="list-style-type: none"> ・ タバコ対策（受動喫煙防止対策、禁煙支援、禁煙飲食店の登録） ・ 事業所における従業員食堂を通じた健康づくりの推進 ・ 健康長寿の島づくり ○ 歯及び口腔^{くわう}の健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 幼児期のむし歯予防 ・ 事業所での歯科保健対策の推進 ・ 障害者（児）歯科診療連携システムの整備 ○ こころの健康づくり <ul style="list-style-type: none"> ・ 自殺対策 ・ 認知症の人と家族を地域で支える医療・介護の包括的な支援の推進 ○ 健康危機における健康確保対策 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害救急医療及び災害時保健活動の体制整備 ・ 感染症に対する正しい知識の普及啓発及び医療・福祉施設等の感染拡大防止対策の推進 ・ 高齢者の結核予防対策の推進

用語解説



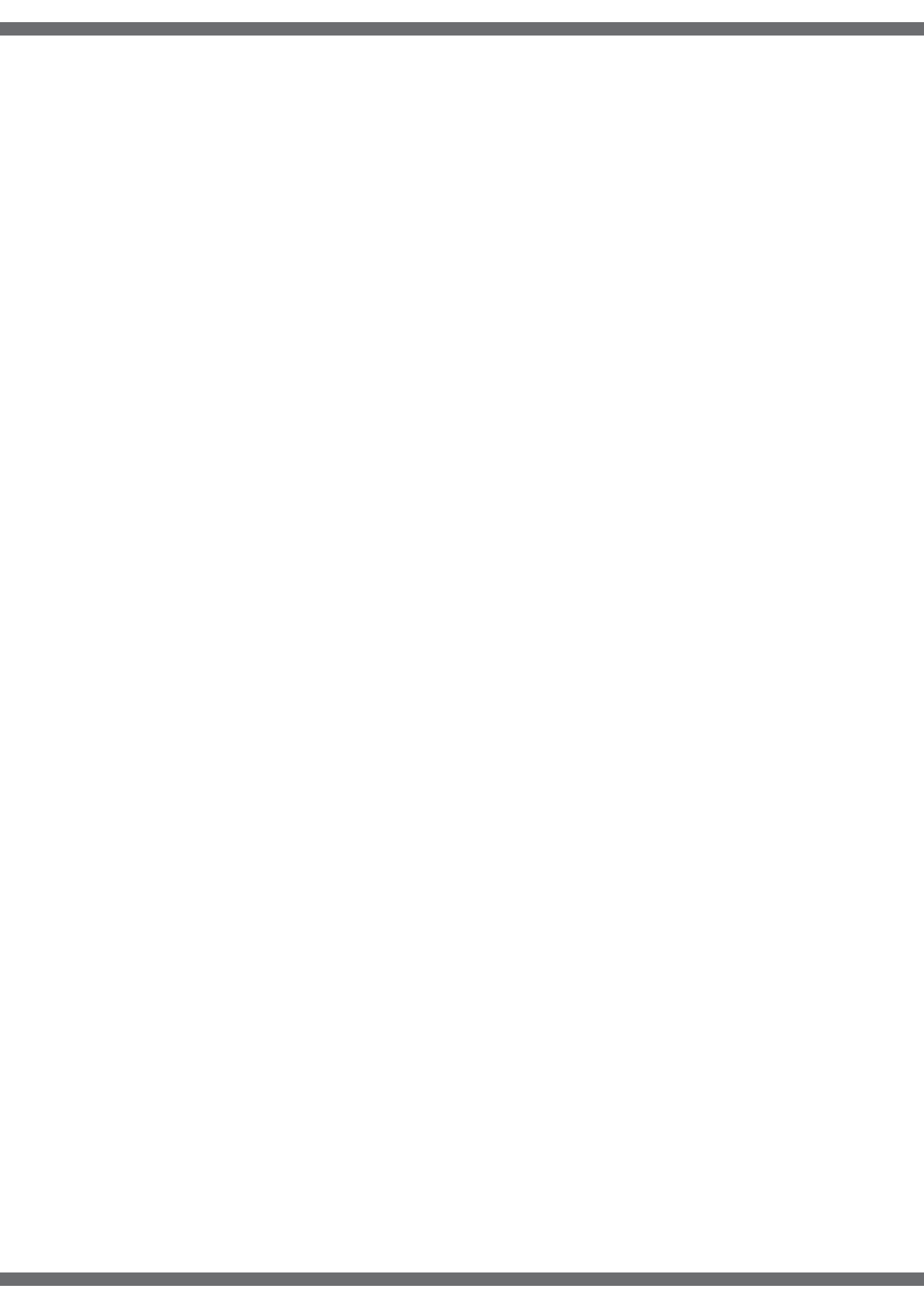
用語解説

	p	用語	解説
1	1	健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。
2	1	健康格差	地域や社会経済状況の違いによる集団間の健康状態の差をいう。
3	5	健康増進プログラム	県が平成17年度に兵庫県健康財団に委託して作成した、生活習慣病予防及び介護予防を推進するため、個々人の健康状態や体力にあった健康づくりのためのプログラム。
4	5	e-チェックプログラム	インターネットを活用し、いつでも簡単に自らの「健康チェック」が行える健康づくりのためのツール(兵庫県が平成18年度に健康財団と開発したプログラム)
5	6	かかりつけ医	日頃から気軽に健康相談にも応じる地域の初期医療の中核的な担い手であり、必要があれば適切な専門医を紹介し、在宅療養を支援するなど、生活の中で患者を支えながら、医療サービスを提供する医師。
6	6	かかりつけ歯科医	治療だけでなく定期健診や専門的口腔ケアなど口腔に関する ^{くわう} ことを患者のライフサイクルに沿って提供し、地域に密着した活動を行う歯科医師。
7	6	養育支援ネット	市町や健康福祉事務所(保健所)が、養育支援の必要な親子について医療機関から情報提供を受け、必要な援助をすみやかに実施することで、虐待の未然防止や子どもの健やかな成長発達を目指すシステム。
8	6	健康づくり推進員	健康づくり活動の推進を図るため、率先して健康づくり活動に取り組む県民(住民)。県(または市町)が条例等に基づき委嘱する。
9	7	地域医療連携パス	病期(病気あるいは病状の各時期)により、その時期に最も適切な医療機能を持つ病院・施設で切れ目の無い医療を受けられるようにするための道具(治療計画書、ロードマップ)に当たるものをいう。
10	9	栄養ケアステーション	管理栄養士、栄養士が地域や医療機関に対して栄養支援を行う拠点をいう。
11	16	認知症サポーター	認知症について正しい知識をもち、認知症の人と家族を温かく見守る応援者で、市町が開催する「認知症サポーター養成講座」を受講した者をいう。
12	16	キャラバン・メイト	「認知症サポーター養成講座」の講師となる人で、県や市町等が開催するキャラバン・メイト養成研修を受講し、登録されている者をいう。
13	40	ロコモティブシンドローム(運動器症候群)	運動器(身体運動にかかわる骨、筋肉、関節、神経など)の障害により要介護になるリスクの高い状態のことをいう。

	p	用語	解説
14	43	歯周病	歯周組織（歯肉や歯を支えている骨、歯の根の膜等のこと）が歯垢（プラーク）に含まれている『歯周病菌（細菌）』に感染し、歯肉（歯ぐき）が腫れたり、出血したり、最終的には歯が抜けてしまう、日本人が歯を失うもっとも大きな原因の歯の周りの病気の総称。
15	57	誤嚥性肺炎 ごえん	誤って食物や唾液等が気道から肺に入り、細菌感染等によって起こる肺炎のこと。加齢による気管の感覚低下により、むせの症状がなくても誤って気管に入っていること（むせない誤嚥）もある。発熱や咳き込み、食欲低下等の症状がある。
16	58	口腔のケア くわう	口腔の疾病予防、健康保持・増進、リハビリテーションにより、QOLの向上をめざした科学であり技術。 狭義には、介護者による日常的な口腔のケア（介護者が歯科医師・歯科衛生士の歯科保健指導を受けて日常的に行う清掃）と歯科医師・歯科衛生士による専門的口腔ケア（①歯科治療、②歯科保健指導、③専門的口腔清掃、④摂食機能訓練）がある。
17	60	咀嚼・嚥下機能 そしやく えんげ	食べ物を口から食べ、飲み込む機能のこと。

	p	用語	解説
18	60	フッ化物応用	<p>フッ化物とは、フッ素を含む化合物のこと。むし歯予防に利用されるのは、主にフッ化ナトリウム(NaF) やリン酸酸性フッ化ナトリウム(APF)。むし歯予防の局所応用方法としては、フッ化物洗口、フッ化物歯面塗布、フッ化物配合歯磨剤の使用がある。</p> <p>① フッ化物洗口 むし歯予防のため、低濃度のフッ化ナトリウム溶液を用いて行う洗口（ブクブクうがい）のこと。学校等において集団で利用する場合と家庭で利用する場合がある。ブクブクうがいができる人に応用され、1日1回行う方法と、週1～2回行う方法があり、歯科医師の指導のもとに行われる。</p> <p>② フッ化物歯面塗布 むし歯予防のため、フッ化物を含む薬剤を歯に直接塗布する方法のこと。歯科医師、または、歯科医師の判断のもとに歯科衛生士が行い、使用する薬剤には、溶液タイプ、ゲルタイプがある。年数回定期的に実施することで、より効果が得られる。フッ化物洗口のできない幼児や障害児のむし歯予防手段として有用である。</p> <p>③ フッ化物配合歯磨剤 フッ化物が入っている歯磨剤のこと。個人の選択により、家庭でも手軽に応用できる方法。</p>
19	64	歯肉炎	炎症が歯肉（歯ぐき）に限局した歯周疾患のこと。歯肉が赤く腫脹したり、歯肉から出血する等の自覚症状がある。
20	64	歯間清掃用具	歯ブラシでは取り除き難い歯と歯の間の歯垢を取り除く補助器具のこと。デンタルフロス（糸付きようじ）や歯間ブラシがある。
21	68	標準的な成人歯科健診プログラム・保健指導マニュアル	平成21年7月に日本歯科医師会が作成した、疾病予防（一次予防）を中心とした歯科健診の具体的な指針。20の質問からなる事前質問紙調査を中心に簡便な問診で成人の歯の健康状況をスクリーニングし、生活習慣の改善に向けた保健指導を行うもので、従来の疾病発見型から、行動・環境リスク発見型・行動変容支援型歯科健診への転換を目指している。
22	79	摂食嚥下 ^{えんげ} 障害	脳血管疾患や老化等によって、「食べ物を食べる・飲み込む」機能が低下し、起こる障害のこと。むせ、誤嚥 ^{ごえん} 、窒息等がある。

参 考 资 料



兵庫県条例第14号

健康づくり推進条例

目次

前文

第1章 総則（第1条—第7条）

第2章 健康づくりの推進に関する施策

第1節 基本計画等（第8条・第9条）

第2節 生活習慣病等の健康づくり（第10条・第11条）

第3節 歯及び口腔の健康づくり（第12条・第13条）

第4節 心の健康づくり（第14条・第15条）

第5節 健康づくり推進員等（第16条—第22条）

第3章 健康づくり審議会（第23条）

附則

健康は、人の元気と安心の源であり、明るい暮らしと社会を築く礎であって、個人の取組と合わせて社会全体として健康づくりを推進することにより、増進すべきものである。

兵庫県では、県民一人一人が主体的に心身の健康づくりに取り組むことを推進するため、具体的な健康づくりの実践方法を示し、その実践を県民全体で取り組むための運動を進めるとともに、食生活を改善するための環境整備などに取り組んできた。

近年、急速な高齢化の進展、疾病構造の変化等県民の健康を取り巻く環境は、大きく変化し、健康づくりの重要性が増大している。

このような中で、県民一人一人が生涯にわたって生き生きと安心して質の高い生活を送ることができるよう、生活習慣病、感染症その他の疾病の健康づくり、そしゃく機能の維持等のための歯及び口腔の健康づくり、さらには、心穏やかで充実した生活のための心の健康づくりに積極的に取り組む必要がある。

これらの健康づくりを進めるに当たっては、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣の確立に取り組むとともに、健康診断等により疾病を早期に発見し、早期に治療を受けるほか、身体機能の維持又は回復に取り組むことが欠かせない。

さらに、健康づくりは、個々人の幸福を追求するものであるにとどまらず、一人一人の幸福が社会全体の幸福につながるものであることから、家庭、学校、地域、職域その他の社会のあらゆる構成員が相互に連携して取り組む必要がある。

このような認識に基づき、健康づくりの推進を図るために必要な事項を定めることにより、県民生活の向上に寄与することを目的として、この条例を制定する。

第1章 総則

（健康づくり）

第1条 健康づくりは、県民が生涯にわたって生き生きと安心して暮らせるよう心身の健康の増進を図るための取組であって、県民一人一人が、その年齢、性別、心身の状態等に応じて、生涯にわたり行うものでなければならない。

2 健康づくりは、県民一人一人の健康が県民生活の向上の基礎となることを踏まえ、社会の構成員が各々の役割を自覚するとともに、相互に協力することにより社会全体として推進されなければならない。

3 健康づくりは、保健、医療その他関連分野における専門的な知見に基づいて適切に推進されなければならない。

（県民の責務）

第2条 県民は、食生活、運動、休養等の健康な生活習慣の確立に取り組む等自らの状態に応じた健康づくりに努めなければならない。

2 県民は、定期的に健康診査、がん検診、歯科健診その他の健康診断を受けることにより自らの心身の状態を把握するよう努めなければならない。

3 県民は、身近な医師又は歯科医師に適宜相談をし、又は指導若しくは治療を受ける等必要に応じて健康づくり関係者（健康づくりのために必要な保健医療サービスを提供する者をいう。以下同じ。）の支援を受けるよう努めなければならない。

（健康づくり関係者の責務）

第3条 健康づくり関係者は、健康づくりの推進に当たっては、保健指導、健康診断、治療その他の保健医療サービスを県民が適宜受けられるよう配慮しなければならない。

（事業者の責務）

第4条 事業者（他人を使用して事業を行う者をいう。以下同じ。）は、健康づくりの推進に当たっては、その使用する者が健康づくりに取り組みやすい環境を整備しなければならない。

（市町の役割）

第5条 市町は、その区域の特性を生かした健康づくりの推進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるものとする。

（県の責務）

第6条 県は、健康づくりの推進に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。

（連携及び協働）

第7条 県民は、家庭、学校、職域、地域その他のあらゆる場所とあらゆる機会において、他の県民に健康づくりを勧め、又は他の県民とともに健康づくりに取り組むよう努めなければならない。

2 健康づくり関係者、事業者、健康づくりを推進する活動を行う民間の団体及び市町（以下「健康づくり関係者等」という。）並びに県は、健康づくりに関する情報を共有する等相互に連携を図りながら協働して健康づくりの推進に関する施策又は事業を実施することにより、健康づくりを推進しなければならない。

第2章 健康づくりの推進に関する施策

第1節 基本計画等

（基本計画）

第8条 知事は、健康づくりの総合的かつ計画的な推進を図るため、健康づくりの推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定める。

(1) 健康づくりを推進するための基本的な目標に関する事項

(2) 健康づくりの推進に関する施策の基本的な方針

(3) 次に掲げる分野に関する事項

ア 生活習慣病、感染症その他の疾病（以下「生活習慣病等」という。）の健康づくり

イ 歯及び口腔^{くわく}の健康づくり

ウ 心の健康づくり

エ その他知事が必要と認める分野

(4) 前3号に掲げるもののほか、健康づくりを総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画を定めようとするときは、あらかじめ、健康づくり審議会の意見を聴かななければならない。

4 知事は、基本計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

（実施計画）

第9条 知事は、基本計画に則して、生活習慣病等の健康づくり、歯及び口腔^{くわく}の健康づくり、心の健康づくりその他必要と認める事項について、健康づくりの推進に関する施策

の実施に関する計画（以下「実施計画」という。）を定めなければならない。

2 実施計画は、次に掲げる事項について定める。

- (1) 健康づくりの推進に関し、各分野において達成すべき具体的な目標及びその時期に関する事項
- (2) 前号に掲げる目標を達成するために必要な健康づくりの推進に関する施策に関する事項
- (3) 第1号に掲げる目標を達成するために健康づくり関係者等が取り組むべき事項
- (4) 第1号に掲げる目標を達成するために必要な県と健康づくり関係者等との連携及び協働に関する事項
- (5) 健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関する事項
- (6) 健康づくりの推進に関する施策に必要な調査に関する事項
- (7) 健康づくり関係者の資質の向上に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する施策を実施するために必要な事項

3 前条第3項から第5項までの規定は、実施計画の決定又は変更について準用する。

第2節 生活習慣病等の健康づくり

（生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策）

第10条 県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 定期的に健康診断を受けることの重要性その他の生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 健康づくりの効果的な方法その他の生活習慣病等の予防に関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 健全な食生活及び適度な運動を実践するための環境の整備に関すること。
- (4) 受動喫煙（室内又はこれに準ずる環境において、他人のたばこの煙を吸わされることをいう。）の防止に関すること。
- (5) 健康づくり関係者等及び県が地域又は職域において実施する生活習慣病等の健康づくりの推進に関する施策又は事業の情報の交換及び調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な施策

（生活習慣病等の健康づくりの推進に関する事業の支援）

第11条 県は、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 生活習慣病等の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 生活習慣病等の予防に関する情報の提供に関すること。
- (3) 生活習慣の改善を図るための環境の整備に関すること。
- (4) 予防接種、保健指導、健康診断その他の保健事業に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、生活習慣病等の健康づくりの推進を図るために必要な事業

第3節 歯及び口腔の健康づくり

（歯及び口腔の健康づくりの推進に関する施策）

第12条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康の保持の重要性その他の歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。

- (2) 専門的な虫歯の予防方法その他の歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 生涯にわたる効果的な虫歯及び歯周病の予防の促進に関すること。
- (4) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- (5) 医師と歯科医師が相互に連携した診療の促進に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な施策

(歯及び口腔の健康づくりの推進に関する事業の支援)

第13条 県は、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 歯及び口腔の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 歯及び口腔の健康づくりに関する情報の提供に関すること。
- (3) ふっ化物を用いること等による虫歯及び歯周病の予防に関すること。
- (4) 歯科保健指導、歯科健診その他の歯科保健事業に関すること。
- (5) 障害者、介護を必要とする高齢者その他の歯科保健医療サービスを受けるに当たり特に配慮を要する者に対する支援に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、歯及び口腔の健康づくりの推進を図るために必要な事業

第4節 心の健康づくり

(心の健康づくりの推進に関する施策)

第14条 県は、心の健康づくりの推進を図るため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 心の健康の保持における睡眠の重要性その他の心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 心の健康状態を把握する方法その他の心の健康づくりに関する情報の提供、助言その他の支援に関すること。
- (3) 乳幼児の養育を行う保護者その他の者に対する心の健康に係る相談に関すること。
- (4) 心の健康づくりに関する効果的な支援の方法の検討に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、心の健康づくりの推進を図るために必要な施策

(心の健康づくりの推進に関する事業の支援)

第15条 県は、心の健康づくりの推進を図るため、健康づくり関係者等が次に掲げる事業を実施するに当たり、専門的又は技術的な助言その他の支援をするものとする。

- (1) 心の健康づくりに関する知識の普及及び啓発に関すること。
- (2) 心の健康づくりに関する情報の提供に関すること。
- (3) 心の健康状態を把握する機会の提供に関すること。
- (4) 育児に係る相談、乳幼児の発達障害の早期発見に留意して行う健康診断その他の保健事業に関すること。
- (5) 高齢者等が孤立することなく地域社会に参加することを促す活動その他の心の健康づくりに係る活動に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、心の健康づくりの推進を図るために必要な事業

第5節 健康づくり推進員等

(健康づくり推進員)

第16条 知事は、健康づくり活動(第7条第1項の活動をいう。以下この条において同じ。)に取り組む県民の中から、健康づくり活動の推進を図るため、健康づくり推進員を委嘱するものとする。

2 健康づくり推進員は、率先して健康づくり活動に取り組むほか、健康づくりの推進に

関する施策又は事業に必要な協力を行うものとする。

(健康づくり推進期間)

第17条 県は、健康づくりに関する県民の理解と関心を深めるとともに、県民に対し自ら健康づくりに取り組む意欲を促すため、健康づくりを重点的かつ効果的に推進する期間(次項において「健康づくり推進期間」という。)を定めることができる。

2 県は、健康づくり推進期間において、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。

(情報提供等)

第18条 県は、県民が身近な医師又は歯科医師に適宜相談をし、又は指導若しくは治療を受け、身体機能の維持若しくは回復をすることができるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとする。

(調査)

第19条 県は、健康づくりの取組状況、がんその他の疾病の発生状況その他の状況及び実施計画の進捗状況を把握するため、必要な調査を実施するものとする。

(資質の向上)

第20条 県は、健康づくり関係者の資質の向上を図るために必要な施策を実施するものとする。

(表彰等)

第21条 知事は、県民、健康づくり関係者、事業者又は健康づくりを推進する活動を行う民間の団体の活動が健康づくりの推進に著しく貢献したと認められるときは、その業績を公表し、及びその功績を表彰することができる。

(財政上の措置)

第22条 県は、健康づくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第3章 健康づくり審議会

第23条 健康づくりの推進に関する重要事項を調査審議するため、健康づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 第8条第3項又は第5項(第9条第3項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による基本計画又は実施計画の決定又は変更に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関する重要事項に関すること。

3 審議会は、健康づくりの推進に関して必要と認める事項について、知事に建議することができる。

4 審議会に、その所掌事務を分掌させるために、がんの予防等に関する部会、歯及び口腔の健康づくりに関する部会その他の必要な部会を置くことができる。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年4月1日から施行する。

(以下略)

〈兵庫県民健康憲章（昭和60年9月1日制定）〉

健康はひとりひとりが自分に応じて伸ばすもの

それは、生きがいを生み出す〈いずみ〉、

明るい暮らしと、社会を築く〈いしずえ〉。

私たちは、恵まれた自然、豊かな文化、活力ある兵庫に生き、

心とからだの健康づくりを旨とし、

〈きょう〉そして〈あす〉へのために、

この憲章を定める。

1 健康は、自分が進んで守り、高めるという自覚を持とう。

2 自分の健康を正しく知り、次に続く世代のためにもよい生活習慣を身につけよう。

3 個人から家庭、学校、職場、地域社会へ健康づくりの輪を広げよう。

4 互いに協力し、快適で住みよい環境をつくり出そう。

5 心身ともに健やかに、生まれ、育ち、暮らし、美しく老いることができる〈健康福祉社会〉を実現しよう。

ひょうご健康づくり県民行動指標（平成25年4月改定）

兵庫県では、県民の主体的な健康づくりへの取組を支援するため昭和60年に「兵庫県民健康憲章」を策定し、平成12年には県民一人ひとりの健康づくりの道しるべとなるよう「ひょうご健康づくり県民行動指標」を策定しました。

健康づくり推進条例に基づく兵庫県健康づくり推進実施計画の策定をふまえ、新たな健康づくりの行動目標として4つの分野における指標に改定しました。

〔主題〕自ら取り組む健康づくり 支え合う心でのばそう健康寿命

分野	項目	行 動 指 標
生活習慣病予防等の健康づくり	健康チェック	毎日セルフチェック 活かそう健診機会とアドバイス 取りすぎ・やせすぎに要注意 適正体重を維持しよう
	からだの健康	毎日歩こう 背筋を伸ばして 今のあなたに もう1,000歩 毎日10分ストレッチ からだにうるおい ところにゆとりを 通勤・通学・家事などで ちょっとした工夫の運動を 週に2回は 楽しく運動・スポーツを
	食の健康	朝・昼・夕 毎日きちんと3度の食事 食育で見直そう 主食・主菜・副菜のそろった日本型食生活へ いろんな野菜をたっぷり食べよう 1日5皿を目標に 塩分半減 素材の味を楽しもう 上手に使おう 食の健康協力店
	たばこ対策	みんなの健康 いたわる心でたばこゼロ 吸わないことがカッコいい 大切にしよう自分のからだ
	アルコール対策	体質やお酒の害を知っておく 危険な飲酒をさけるため アルコール 飲めない人にはすすめない 飲める人も飲みすぎない
	歯及び口腔の健康づくり	受けようよ 年に一度は 歯の健康チェックと大掃除 口から始まる健康づくり 噛めば噛むほど元気なからだ 食後や寝る前の歯みがきに 歯間清掃も習慣に
こころの健康づくり	睡眠で保とう こころの健康 ストレスチェックで こころの不調に早めの気づき 悩みや不安があるときは まずは誰かに相談を	
健康危機における健康確保対策	災害への心構え 食の備えは3日分 防災袋も準備して 正しい手洗い・上手な保存・加熱調理で食中毒予防 感染症予防 手洗い・うがい・咳エチケット 予防接種も忘れずに	

計 画 策 定 の 経 緯

1 検討経緯

平成 24 年 6 月 1 日 第 1 回^{はちまるにいまる}8020 運動推進部会

新計画素案（歯及び口腔^{くう}の健康づくり分野）の検討

平成 24 年 6 月 8 日 第 1 回地域・職域連携推進協議会

新計画素案（生活習慣病予防等の健康づくり、こころの健康づくり分野）の検討

平成 24 年 6 月 22 日 第 1 回健康づくり審議会

新計画素案（全分野）の検討

平成 24 年 10 月 26 日 第 2 回地域・職域連携推進協議会

新計画案（生活習慣病予防等の健康づくり、こころの健康づくり分野）の検討

平成 24 年 11 月 20 日 第 2 回^{はちまるにいまる}8020 運動推進部会

新計画案（歯及び口腔^{くう}の健康づくり分野）の検討

平成 24 年 12 月 14 日 第 2 回健康づくり審議会

新計画案（全分野）の検討

平成 25 年 3 月 14 日 第 3 回健康づくり審議会

新計画最終案（全分野）の報告

2 パブリック・コメントの実施

実施機関：平成 25 年 1 月 29 日～平成 25 年 2 月 18 日

実施方法：兵庫県のホームページに計画案全文を掲載し、意見募集

3 公表

平成 25 年 4 月 1 日

健康づくり審議会委員（50音順）

氏名	所属・役職名
赤松 路子	一般社団法人兵庫県薬剤師会長
石井 敏樹	一般社団法人兵庫県精神科病院協会会長
岩崎 小百合	公募委員（歯科衛生士）
臼井 里佳	兵庫県愛育連合会長
大森 綏子	公益社団法人兵庫県看護協会会長
守殿 貞夫	兵庫県病院協会会長
○川島 龍一	一般社団法人兵庫県医師会長
寒者 恵	公募委員（保健師）
神原 正樹	大阪歯科大学教授
北野 美智子	兵庫県連合婦人会長
榑 由美子	公益社団法人兵庫県栄養士会会長
嶋田 正義	兵庫県町村会理事（福崎町長）
杉村 和朗	神戸大学附属病院長
竹田 政幸	一般社団法人兵庫労働基準連合会専務理事
◎多田羅 浩三	一般財団法人日本公衆衛生協会会長
田畑 幸造	兵庫県小学校長会副会長
豊川 輝久	一般社団法人兵庫県歯科医師会長
長崎 泰裕	日本放送協会神戸放送局局長
中西 憲司	兵庫医科大学長
中村 美津子	公益財団法人兵庫県老人クラブ連合会副会長
根木 昭	神戸大学大学院医学研究科長
登里 倭江	兵庫県いずみ会長
野山 恭一	公募委員（会社員）
備酒 伸彦	神戸学院大学総合リハビリテーション学部教授
福井 義三	社会福祉法人兵庫県社会福祉協議会常務理事
三好 正文	株式会社神戸新聞社文化生活部長
睦谷 博	一般社団法人兵庫県保健衛生組織連合会長
森村 安史	一般社団法人兵庫県介護老人保健施設協会会長
安田 正義	兵庫県市長会理事（加東市長）
渡邊 直樹	聖マリアンナ医科大学客員教授

◎会長 ○副会長

8020運動推進部会委員（50音順）

氏名	所属・役職名
足立 了平	兵庫県病院歯科医会理事
岩崎 小百合	公募委員（歯科衛生士）
上田 和美	公益社団法人兵庫県歯科衛生士会会長
大森 綏子	公益社団法人兵庫県看護協会会長
川島 龍一	一般社団法人兵庫県医師会長
神田 圭子	兵庫県難病団体連絡協議会幹事
神原 正樹	大阪歯科大学教授
熊澤 智美	兵庫県養護教諭研究会連盟委員
榑 由美子	公益社団法人兵庫県栄養士会会長
嶋田 正義	兵庫県町村会理事（福崎町長）
伊達 恵一	社団法人兵庫県保育協会理事
田中 文江	公益財団法人兵庫県手をつなぐ育成会副理事長
谷 亨二	一般社団法人兵庫県老人福祉事業協会副会長
田畑 幸造	兵庫県小学校長会副会長
◎豊川 輝久	一般社団法人兵庫県歯科医師会長
中村 美津子	公益財団法人兵庫県老人クラブ連合会副会長
登里 倭江	兵庫県いずみ会長
前田 康博	健康保険組合連合会兵庫連合会指導員
三好 正文	株式会社神戸新聞社文化生活部長
安田 正義	兵庫県市長会理事（加東市長）
渡辺 裕	兵庫県国民健康保険団体連合会専務理事

◎部会長

地域・職域連携推進協議会委員（50音順）

氏名	所属・役職名
荒木 育夫	健康保険組合連合会兵庫連合会常務理事
伊津野 信之	兵庫労働局労働基準部長
岩畔 法夫	兵庫県市長会事務局長
岩見 龍太郎	兵庫県町村会事務局長
笠井 秀一	一般社団法人兵庫県薬剤師会副会長
笠井 利雄	全国健康保険協会兵庫支部長
榊 由美子	公益社団法人兵庫県栄養士会会長
塩見 卓	兵庫産業保健推進センター副所長
芝 美智世	兵庫県市長会代表保健師
谷渕 勝	地方職員共済組合兵庫県支部事務長
津田 佳久	兵庫県商工会議所連合会理事・総務部長
中西 憲司	兵庫医科大学長
中野 恵子	兵庫県看護協会保健師職能理事(洲本健康福祉事務所地域保健課長)
西田 芳矢	一般社団法人兵庫県医師会副会長
村上 英夫	一般社団法人兵庫県歯科医師会副会長
安平 一志	兵庫県商工会連合会専務理事
横田 雅之	一般社団法人兵庫労働基準連合会労働衛生部会長
渡邊 直樹	聖マリアンナ医科大学客員教授
◎渡辺 裕	兵庫県国民健康保険団体連合会専務理事

◎委員長

<作成責任者>

兵庫県健康福祉部健康局健康増進課(神戸市中央区下山手通 5・10・1)

電話(078)362-9109 FAX(078)362-3913

メールアドレス kenkouzoushinka@pref.hyogo.lg.jp



兵庫県 健康づくり推進 実施計画